

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十七号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 河本 敏夫君

理事 板川 正吾君

理事 内田 常雄君

理事 海部 俊樹君

理事 菅野和太郎君

理事 佐々木秀世君

理事 中村 幸八君

理事 三原 朝雄君

理事 沢田 政治君

理事 栗山 礼行君

出席政府委員

通商産業政務次官 進藤 一馬君

中小企業庁長官 山本 重信君

中小企業庁次長 影山 衛司君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

委員外の出席者

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大慈彌喜久君

の一部を改正する法律案及び同じく中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、内閣提出、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について、政府委員から発言を求められておりますので、これを許します。山本中小企業庁長官。

○山本(憲)政府委員 去る二月二十四日、当委員会に付託になりました中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の附則に誤りがありまして、一部訂正をお願いいたしたと存じます。

本件は、助成法の今回の改正により、題名が中小企業近代化資金等助成法に変更されること、及び第三条に第二項が追加されることに伴いまして、本法を引用して事業協同組合等に対する不動産取得税の納税の免除を規定している地方税法第七十三條の二十七の五第一項の条文を整理しようとするものであります。この整理漏れは、全く当方の手落ちによるものでございまして、申しわけございませんが、何とぞ事情御察察の上、正誤をお認めくださいますようお願い申し上げます。

○天野委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。海部俊樹君。

○海部委員 中小企業の三法案を御質問します前に、全体の問題として、最近の資料がありましたら、お答え願いたいと思っております。これは、中小企業そのものの実態についてであります。できれば全体の事業場の数、中小企業に従事する総人口、生産に占めておる割合、輸出の中に占めておる割合、それから、もしわかりましたら、税負担の中において、中小企業者というものはどれくらいの割合で負担しておるかということ、最近の統計でお答えをいただきたいと思っております。

○山本(憲)政府委員 中小企業の占める比率でございますが、まず第一に、お尋ねの事業所数は、

全産業の中で中小企業の数が三百八十八万二千事業所でございます。次に、全体の中で九・五%を占めております。次に、生産における比率は四・八%、輸出における比率は五・一%となっております。それから納税額でございますが、昭和三十九年度の納税額で申し上げますと、中小企業者の納税分が三千七百三十八億でございます。全税収額のうちの二・二%を占める、こういう状況になっております。

○海部委員 こういう非常に重要な地位にありまして中小企業であります。特にこの数年来中小企業に對していろいろと曲がりかどにきておるとかあるいは中小企業の危機だといふことがよくいわれるわけでありまして、政府がいま持つていらつしやる中小企業対策の根本精神は一体何であるかということ、いまさらのようでありまして、ここを確認しておきたいと思つております。同時に、最も現在力を入れて、これだけはやりたいとお考えになつておる中小企業政策の中で浮き彫りになつておる目標は何であるかということをお答え願いたいと思つております。

○山本(憲)政府委員 中小企業対策は、現在中小企業基本法の精神にのっとりまして、中小企業者の自主的な努力といふものをまず大前提に置きまして、それに基づいて政府がいろいろな助成策を講ずることによりまして、その体質の改善をはかり、国際競争力を向上させるというのを目標として立てておる次第でございます。最近では中小企業が存立しておられます基礎と申しますか、経済環境も刻々と變つておられますので、中小企業者が新しい時代にあつた体制を整えるということがきつておる要になつておられますので、そういう観点からいろいろな施策を講じておる次第でございます。その大きな柱といたしましては、まず第一に中小企業の近代化でございます。設備の面ある

いは技術の面、経営の面におきまして新しい国際環境、新しい国内の市場条件に耐えて生きていけるような近代化を推進するということを当面一番大きな課題といたしておる次第でございます。そのためには、一般會計の予算の面におきまして、設備近代化あるいは高度化のための資金の量的及び質的な充実をはかりまして同時に、財政投融資の面におきまして、そういう施策が十分に実施できるようなワケをとりまして、そういう中小企業者の自主的な努力を助けていく、こういう方法を考へておる次第でございます。

それからもう一つは、中小企業が自分の体質改善を考えます場合に、いろいろな面で相談相手が必要でございますので、中小企業に對する指導体制を整備するといふことを大きな政策の柱としておりました。県の指導体制あるいは中央、商工会等のそうした指導組織を充実することも重要な政策の柱として考へておる次第でございます。

○海部委員 たいへん申し上げにくいことを言うようで恐縮ですが、私どもが、青年会議所の仲間や、あるいは地方を回つていろいろな中小企業の若手の経営者と議論をしておりますと、いろいろなことを政府は考へてやつていただける、あれもこれもたいへんたくさんあつたので、一体自分がそれに乗つていこうとしたときに、どれに乘つたら一番いいのかといふことがあまりピンとこないし、それからあまりたくさん窓口をおあけになつておるのでピンとがぼけてきておるのではなからうか、こういうことを言う意見があるわけですね。そういう意見が耳に入つておるかどうかわかりませんが、極端なことを言う人に言わせると、助成もいけれども、助成を受けるのか、あるいは無利子の設備近代化資金のお金を借りてくると、借りた人と借りない人との間に格差

ができるのではない、十分な資金量があつて、中小企業者の中でこの金を利用したいと思ふ人が、大多数借りられるとまではいかなくても、大体要求は満たされるくらいは額があればいいけれども、非常に額も少ない、そういうふうなやましがられる一部の特権階級をつくるくらいならば、そういうことに力を入れないで、むしろ全員にひとしく恩恵が行き渡る税制面に力を入れてもらったほうが、より親切でありたい中小企業政策だ、こういう極端なことを言う人があるものであります。そういう町の声に対して、長官はいますでそれを聞きにきたこともあろうかと思ひますが、それに対してどういふ見解を持っています。しゃるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 中小企業政策が比較的粒の大きい企業にだけ片寄つて、その底辺にありません。膨大な数の小規模企業、零細企業にまで浸透してない、こういう御批判を実は私自身も再三耳にしたことがあるのであります。それで、そうした意見に対しては、私は今年度新年度の予算あるいは財政投融資を考へます場合に一番重点を置きましたのは、中小企業政策をできるだけ広く、特に零細企業にまで浸透させるということでございまして、工場アパートの制度とか機械貸与の制度とか、まことに規模においては小さい試験的なものでありますけれども、そうした心がまえに基づいて努力をするそのあらわれというふうにおくみ取りいただきたい次第でございまして、いろいろなことをするよりも、何かきめ手になるようなものを一つとすんとしたらどうかという御意見もあるものであります。実は日本の中小企業は業種業態も非常に複雑でありまして、なかなか一発で勝負できるような状態ではございません。やはり実情に合わせやうなこまかい仕事を展開せざるを得ないのであります。ただ御指摘のように、それがはたして量的に十分であるかといふと、われわれ大いに反省をして、着実に増していく必要があることは痛感しております。

ておる次第でございまして。また税のお話もございましたが、これはまた非常に中小企業にとつては重要な問題でございまして、新年度の税制改正におきましては、従来に例を見ない大幅な税の改正が行なわれる方針になっておる次第でございまして。○浦野委員 関連してちょっとお尋ねします。先ほど海部君の質問に対しては事業所の数を御報告になりましたが、ちょっとお聞きしたいことは、中小企業といひましても非常にいろいろな種類があるわけですが、この中で生産部門を担当しておるのと流通部門を担当しておるのと、この件数までも、ちよつとわからないかもしれせんが、比率はどんなふうになっておるかお聞きしたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 非常に大ざっぱに申し上げまして、企業の数で申し上げますと全体の約半分以上が商業でございまして、それから残りの半分のうちのさらに半分が製造業、残りがサービス業、こういうふうな分布になっております。○浦野委員 そこで、いろいろな中小企業対策が行なわれておるわけでありましてけれども、この間の国勢調査でいいますと九千八百二十七万という人口の数が出ておりますが、中小企業に携わる人口もおのずからわかつておるわけでありまして、政府はいまいろいろ設備近代化とかあるいは高度化とか中小企業の育成をはかつておるわけですが、現在日本の国で非常に零細企業が多いといわれておるが、この中小企業を、自由経済でありますから、商売をやりたいと思へばすぐ自分からどんどん企業を始めていく、あるいは商売を始めていく。そこで商売を始めていく、どうも調子が悪いとなると政府の責任だといふふうな、一方では自由に企業を始めていく、調子が悪いと政府の責任にも大きくかかってくるわけでありまして、そこで、国の中小企業に対する基本的な考えは、いまの企業がまだふえてもいいのか、これをなるべく企業数を減らす考え方で進んでおるのか、こころのところにこれからのほうに中小企業対策として基本的な考え方——なるべく企業を合同させるとかあるいは企業の規模を大きくさせるとかいふことにも、つと重点を置いていかなければならぬと私は思ひますが、その点政府の考え方は、現在いろいろな制度が行なわれておりますが、個々の企業がますますふえていくというふうな方面に助長しているが、さらに私は混乱をいたして行くと考えられるが、もう少し企業を減らすという方向に力を入れていたいただきたいと思つておるのだが、その点どうですか。

○山本(重)政府委員 中小企業が非常に今回の不況でも深刻な困難に遭遇いたしました要因の一つに、やはり企業の数が非常に多い、そして規模が一つ一つが小さい、その結果過当競争が起きるということがあると思ひます。いま先生がお話になりましたように、今後の中小企業全体のあり方を考えますと、やはりそうした多過ぎる企業あるいは規模が小さい企業をちゃんとした抵抗のあるものにしていくというためには、規模もある程度大きくし、そしてまたお互いの間が協調できるような体制にしていくということが、私は基本的に必要であらうと思ひます。いまいろいろな政策をとつております幾つかの政策を貫いて共通の一つの考え方としては、協業化といふか、共同化といふ問題がございまして、これは言いかえしますならば、いまお話しのような企業の小さ過ぎる不利を是正してそしてある程度規模を大きくしていく、それによつて競争力をつけていくというところにあるわけでありまして、反面から言へば、それによつてある程度企業の数が整理されていくというところにも通ずるわけでございます。その点におきましては私は今後の趨勢としてそういう方向に持つていくべきだと思ひます。ただ、その場合の手段、方法でございまして、今日のような自由企業体制でございまして、個々の企業家がそういうところをみずから自覚して、そしてそういう方向にいくように誘導していき、これは強制的な力とか法律によつて云々するといふことは考へるべきではない。このように考へております。

○海部委員 近代化促進法の改正についてお尋ねいたします。近代化促進法の業種指定は昭和三十八年度から始まつてすでに三カ年を経過したわけでありまして、そのうち指定を受けた業種の数は全体で六十八と聞いておりますけれども、このうち近代化計画がすでに作成されて実施中になっておるものは何業種くらいあるでしょうか。

○山本(重)政府委員 近代化促進法に基づいて指定された業種の数はお説のように六十八業種でございまして、そのうち三十八業種がすでに計画ができております。残りのものにつきましても、ただいま準備のための調査を進行させておりまして、順次その計画をつくる予定で進行いたしております。

○海部委員 この業種の指定は四十一年度もおやりになるつもりであるかあるいは大体いつごろまで続けて、何業種くらいの指定をしたら、この法律の目的である業種指定で全般にこの政策が及ぶようになるとお考へになつておるのか、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○山本(重)政府委員 四十一年度も続いて業種指定をする予定にしております。ただいま下審査を実施しておりますが、当初目標は二十五業種といたしております。大体それに近い数字の業種を指定する予定でございまして。今後の見通しでございまして、今回の法律改正によりまして、なお二年この指定の期間を延長いたしましたので、その間に所要の業種についてはすべて指定を完了したい、かように考へております。あとどのくらいの業種になりますかは、ただいまのところはつきりしためどはございせん。おそろく四十二年度もおおむねそれに近い程度の業種を指定することにならうかと思ひます。

○海部委員 そうしますと、三十八業種が実施中であるというお話でありまして、昭和三十九年に二十四業種の指定であつて、そのうちの大体十八業

種ぐらゐしか実施されていまいことになつてまいりますと、せつかく指定を受けながら、計画が生まれて実行されるまでに一年以上の時間的な空白がある、これではせつかくの計画も無意味になるのではなからうかという感じがするのではありませんが、これをもう少し今後急がれて、なるべくせめて一年以内に実施できるように御努力願うといふことは、現在の体制からいっては無理でしうか。あるいはそれを無理にしておる理屈か何かあるのでしょうか。

○山本(重)政府委員 三十九年度の指定業種の中で、まだ計画ができていませんものにつきては、あと二、三カ月のうちには、この計画の作成ができる見通しでございます。指定をいたしましてから計画を作成するまでの間に若干期間がかかり過ぎるといふ御指摘でございますが、今後この点は私たちができるだけ促進をいたしたいと思ひます。若干時間がかかっておりますのは、何と申しましても、ある程度長い期間にわたつて今後業界のガイドラインになるものでございますから、まず実態調査をよくする、そしてそれから計画につきては、コストの面あるいは適正規模の面、品質の面等につきては、いろいろな角度からの検討を慎重にするといふふなことで時間がかかっておるのであります。いままでのところ若干長過ぎるという感じはございますけれども、私たちのほうのスケジュールからいいますれば、大体計画どおりに進んでいるといふような感じでございます。しかしなお御指摘の点もございまして、さらに促進方については努力をいたしたいと思ひます。

○海部委員 この計画をお始めになつてまだ三年でありますので、必ずしも的確な質問かどうかはわかりませんが、業種指定をしたがために飛躍的によくなったという業種というものがあつたら、代表的に一つだけでけつこうでありますから、どの業種が具体的にどういふふうによくなったといふことを知らせていただきたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 業種全体として非常によく

なつたという例は、ただいまのところちよつと申し上げにくいのでございますが、個々の業種の中で、この指定を受けたために特定の会社がい

ろいろな面で非常にプラスになつておるといふ点は申し上げ得ると思ひます。たとえば合板製造業のある会社は、その指定を受けたために割り増し償却等の恩恵を受けまして、そして従来自力ではむずかしかつたいろいろな設備の改善等を行ひまして、能率を二割程度もあげ、また人員のほ

ろも節約をすることができた。それからミシンの部品の製造業のある会社におきまして、この制度をうまく使ひまして合理化を実施して品質の向上、生産の能率の向上を実施した、こういう例がござい

ます。

第一類第九号 商工委員会議録第十七号 昭和四十一年三月二十二日

○海部委員 せつかく業種指定を受けましても基本計画のできる段階において何か実態調査が非常にむずかしいといふことと、それからやはり零細業者はカットされるのではなからうかといふ不安の声をときどき聞くわけでありま

す。たとえばパンの製造業といふものに例をとつてみますと、パンの製造業の近代化計画といふものは、人口二十万の都市においては従業員百人規模、一日製パン能力二十袋が好ましいといふ案が出てくるわけでありま

す。都市でそれにあつたようなパン屋さんといふものはあまりないのであつて、数軒が合併をしてある適正規模に持つていくわけでありま

す。その網から漏れてしまふ人は、一体自分たちはどうなるのだらうか、何か国の適正規模といふものとあ

まりにもかへ離れておるので、われわれはパン屋としてももうだめになるのではなからうかといふようなさみしい気持ちを抱くといふ実例を聞いたのでありますけれども、こ

ういふ実態調査とか基本計画をおつくりになるときに、零細業者に対する配慮はどのように行なわれておるのでしうか。

○山本(重)政府委員 ただいまお話し

の点が、実はこの近代化促進法の計画をつくり、また推進して

いく場合に最も慎重な配慮を要する点でございま

す。そのためにその業界につきては各方面の

意見を十分に聞きまして、その上で計画を立てるわけでありま

す。その結果ほんとうに協業化をして適正規模にまで持つていくところ

がより強くなる、そしてそういう積極的な努力をしないところがある意味からい

うと脱落するといひます。それから、そういうような方向にいくおそれもあるわけ

でございます。その点につきては、われわれとしてはできるだけその業界にお

けるような環境を考へて、しかも将来その業種として

は相当成長の可能性があるといふ業種につては、や

つておる次第でござい

ます。しかしいろいろ

な業種を取り巻く環境も変わつてまいりますので、場合によつては業界の中で申し合

はく大きな資金計画を要するとすれば、その資金措置は十分に行な

れておるでしうか。たとえば今年度の予算の中にどうなつてお

つて、これで見通しは十分立つておるかといふ点についてお

答えいただきたいので

す。

○山本(重)政府委員 近代化促進法の対象になり

ました業種の近代化計画遂行のための資金はかな

りの額になるでござい

ますが、その中で特に政府系の金融機関がある程度助成の意味も含めま

して、低利の資金を供給する道を開いておるのであ

りまして、四十年度は五十億のわくでございま

すが、四十一年度はこれを八十億に拡大する予定にいたして

組合を中小企業者の中に入れるねらいは何であるかということ、それから現在全国に企業組合と称するものがどのような状態で分布されて活動をしておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 企業組合は御存じのように中小企業等協同組合法の規定によりまして協同組合の一種として認められておるわけでございますが、今回企業組合もこの近接法の対象に加える。それによりまして、従来の協同組合の一種ではありますけれども、事実上事業を直接営んでおる会社ときわめて類似した性格を持つておるということから、普通の中小企業者、個人あるいは会社と、この面においては同じ扱いをすることが適当であるということで、企業組合をその対象に加えることにいたしました次第であります。

現在、全国に約五千の企業組合がございます。その中で製造業関係が千四百、商業、サービス業関係が三千百、その他というようなことでございます。

○海部委員 企業組合は一種の会社のようなもので、零細業者が組織によってお互いの生々発展のためにがんばるんだから入れてもよろろ、私もその点については全く同感でありますけれども、同じ相互扶助の精神で、協同して事業を行ない、中小企業者の公正な経済活動の機会を確保に努力をしておるのに、同じ法律の中小企業等協同組合法の規定に基づいて生まれておる事業協同組合というものもあるわけでありまして、企業組合をお入れになるならば、事業協同組合も入れたらどうかという御議論が当然あったらと思うのですが、今回はござれております。はつきした理由は何の辺のところにあるのでしょうか。

○山本(重)政府委員 事業協同組合につきましては、当初、中小企業法といたしましては、この法律の対象に加えたかどうかという意見を持つておったのでございまして、御存じのように、会社、個人あるいは企業組合というように直接事業を営む機能と違つ性質を協同組合というものが

持つておりますので、その点、協同組合の実態につきましてはおおよそ検討をいたす必要があるということになつた次第でございまして、現在、中小企業政策審議会の組織小委員会におきまして、この組合制度自体につきまして基本的な検討を加えておりますので、その検討の結果を待ちまして、本法における協同組合の取り扱いを再度研究をしていく、こういうことになっておる次第でござい

○浦野委員 関連。いま全国で企業組合が五千あるとおっしゃいましたが、私は先ほど質問したのですが、零細企業の規模を強化するという意味からいいますと、この企業組合制度は非常にいいことだと思ひます。ただ企業組合ができて企業合同として、その企業組合がうまくいっておるかということになると、私が聞いておる範囲では、どの企業組合もあまりうまくいってない。やはり昔の個人の商店が寄つてその運営をいたしまして、何かしつかりしたキャップがないために、その企業組合の中がみなごたごたとしておいて、その果てには、組合はそのまゝにしておいて、個人個人がみなな商売をまた始めてしまふというふうな結果が出ておると思ひます。これはせつかく企業組合制度をつくつて、日本の企業の零細化を防ぎ規模を大きくさせよう、そうして体質を強化させようとして通産省が指導に当たつて今日まで出てきたのですが、その現実の姿というものは必ずしも企業組合がうまくいってないというふうな感じがしております。現に私の関係していろいろ地方にも、そういう制度はつくつたけれども、結局はそう効果をあらわしておらない、こういう結果が出ておるわけなんです。この点企業法といたしまして、全国の五千の企業組合が全部うまくいって

○山本(重)政府委員 企業組合という制度は、いままでの組合という概念とまた違つ要素が入つておりますので、ある意味からいって、あいのこ的な

存在でございまして。五千の企業組合の中には比較的にうまく運営されていくところもございまして、また同時に御指摘のように必ずしもうまく運営されていくところがあるのが実情でございまして。企業組合をつくり出す場合の前提として、みんなが、ある意味からいって裸になつて、ほんとうに一本になつてやろう、こういう気持ちで組合をつくつていく、その場合に、りっぱな指導者がちやうどおりまして、そしてお互いの協同体制もよくとれていくというふうな場合にはなかなかりっぱな企業組合になつていくわけでございますが、その辺の踏み切りがはつきりしないので、依然としてやはり自分自身はそれぞれ独立した事業者というか親方である、こういう感じが拭拭し切れないで、形だけ企業組合にしたところがあるというふうな感じがしないか、その辺に制度自体としてもいろいろ検討しなければならぬ点があるろうかと存じます。たまたま最近協同組合という形でありながら実際には協同化が相当進んでおる。いわゆる協同化法人というふうなもの、何をか法制化する必要があるのじゃないかという意見も出ておりますので、それとの関連におきまして法制上今後どういうふうにしていったらいいかを検討したい。現在組織小委員会でお当ひんばんに会合を開いて審議をしていただいておりますが、この問題も含めまして根本的な検討をしていただいて、その上でわれわれとしても方針をきめたい、かように考えておる次第でござい

○浦野委員 この企業組合の制度ができたときに、日本の企業の形態からいへば当然相当な企業組合数がふえるであらうとわれわれ期待いたしておつたのです。非常にこまかい業者ばかりがたぐさんあるから、それが一本になつていくのだから、そして強化されるのだからというふうな期待いたしておつたのだが、今日この制度ができてから何年になるか知らぬけれども、いま全国で五千くらい、その五千のうちでもほんとうに活動をしておるのとあるいは有名無実の企業組合と分ければ、私は

相当そこに現実に企業組合として活動しておる数というものは少ないんじゃないかという感じがいたしておるわけなんです。そこで、この企業組合ができて、毎年ずつと、現在でもその数はふえておる傾向にあるか、そのふえ率は非常に鈍つておるか、あるいは解散してむしろ一時よりも減つておるのではないかとささ考えられるのであります。その点どうですか。やはりこれはこの制度がいいとなればもつと力を入れてやっていかなければならぬし、いま申された協同組合のほうとの兼ね合いもよく考えて、何としても私は基本的には今日の日本の企業をもう少し大型化していく、合同していくという方向に通産当局がもつと力を入れていかなければならぬということの気持ちから、その点をちやうとお伺ひしたいのです。

○山本(重)政府委員 企業組合の数自体は御指摘のようにほとんど最近横ばい、むしろ若干減つておるような状態でございまして、その点はいま御指摘の問題の所在を非常に端的に示しておるのじゃないかと思ひます。したがひまして、私どもとしましては先ほど申し上げましたような点につきまして根本的な検討を加えたいと存じます。

○浦野委員 実は、いまそういう御答弁があつたんですが、現実にはそういうふうな企業組合というものが、どうも一般に国民の感情にうまく受け入れられないというふうな状態があるときに、いま企業組合だけをこの中に入れるということは、一面いいことかも知れませんが、もつと根本的に早く考へて、協同組合と企業組合との関係等も勘案して、新しい、もつと国民が喜んでそういう制度になつて、しかもその制度をしつかりと守つて、そして企業合同なりあるいは事業なりがやっていけるような方向に早く持つていってほしい。どうもこのごろ調子が横ばいで、あまり企業組合はよくないということを承知しながら、いつまでもこれを放置しておくということはいま申しました企業の数を縮小する面にこういう制度があるということだけで、それが利用さ

れておらないということになれば、いつまでもそれはなかなかそういう方向に進めないと思うので、ぜひこの点はしっかりとやっていただきたい、かように存じます。

○山本(重)政府委員 ただいまの御趣旨の線に沿いまして早急に検討いたしたいと存じます。

○海部委員 時間がありませんので、投資育成会社の一部改正法についてお尋ねをいたします。
三十八年発足以来、東京、大阪、名古屋の三社が、中小企業が資金を調達することが非常に困難な状態にありますので、それに援助して、できれば株式市場まで育て上げていくという目標で努力しておられるわけでありますが、きょうまでの三社の投資決定状況はどんなふうになっておるでしょうか。

○山本(重)政府委員 三投資育成会社が、三十八年の十一月に発足いたしましたからことしの二月の末までの二年三ヶ月の間に投資決定をいたしました件数が合計で百十二件になっております。投資決定金額は三十三億四千万円という状況でございます。件数及び金額から言いますと、必ずしもきわめて満足すべき状態とは申し上げかねるのでございまして、何とかして、できるだけ最初の発足にあたりましては着実な方針で運営していただいて、そうしてりっぱな業績をあげた上で拡大をはかっているところ、こういう考え方で今後運営していくのがいいのではないかと、かように考えております。

○海部委員 出発のとき、東京と大阪の投資育成会社に対する中小企業金融公庫を通じての国の出資は二億五千万円ずつでございましたが、名古屋に対しては一億円でございました。このときは中小企業の集中度といえますが、東京あるいは大阪と比べて名古屋はそれくらいいいというふうなお考えがあったのかどうか知りませんが、その後の投資決定企業数などを私どもが調査してみますと、東京の三十八社、これは新規であります、大阪の三十一社に比較して名古屋も三十一社に投資をしておられるわけでありまして、この分ではいくと非常

によくやったと思うのでございしますが、よくやった反面に資金的な不足が生じてきているのではなからうか。これに対して何か対策はお考えになっておるのかどうか、具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 名古屋の投資育成会社は、お説のように発足当初は資本金全体も小さくて、政令の出資分も少なかったものでございしますが、その後の運営状況はほとんど東京、大阪と肩を並べてきておりますので、資金の面におきましてはそれだけ調達が必要になってまいっております。その新しい事態に應じますために、今回名古屋の投資育成会社に対しては政府が一億五千万円の出資を増加する。それによりまして全体で六億円の増資をいたしました。さらにまた不足分に対しては、別途中小企業金融公庫からの特別の融資の措置をとる、こういうことによりまして名古屋の資金の必要額を調達する、こういう計画にいたしておる次第でございします。

○海部委員 そうなりますと、投資育成会社の場合には中小企業に対する投資でありますから、その原資を借り入れ金にたよるといふ状態はあまり好ましい状態ではないと思ひます。中小企業金融公庫からの借り入れ金となりますと、やはり金利負担も当然考えなければならぬわけでありまして、そうしますと、東京、大阪の投資育成会社はそういう金利負担をする借り入れ金がないわけですね。それに名古屋だけがそういう金利負担をする借り入れ金が出てくるということになりますと、経理その他の上で問題が起きるのではないかと、あるいはそれに對してどうしようか、いけるのだという見通しはついておるのでしょうか。

○山本(重)政府委員 とりあえず四十一年度につきましては、名古屋が資金の不足を生じまして、中小公庫からの特別融資をすることになったのでございしますが、この状態は、東京、大阪につきましても、来年あるいは再来年になりますと同じ状態が出てまいるのでございします。したがって、金利

の面でも特別な配慮を払うことにいたしました。まあ十分とは言えませんが、一般の融資よりは安い七分五厘の金利、貸し付け期間も十年というところで決定をいたしました次第でございします。なお、とりあえずの今回の措置は四十三年度まででございします。四十四年度以降につきましては、そのときの会社の経理状況その他を勘案して再検討をいたしたい、かように考えております。なお、それぞれの会社のほうでは当然先の収支の状況の見通しを考へておるのでございまして、現段階におきましてはこういう措置によりまして十分に三投資育成会社が所期の目的を達成し得る、かように考へておる次第でございします。

○海部委員 特にこだわらうとすけれども、借り入れ金をする場合には金利が安くはないといけないうと思ひますけれども、そういった点で十分今後折衝の過程においてがんばっていただきたい、こう希望だけ申し上げておきます。

それから投資を決定されました会社の中に、たとえば北海道、東北、四国、九州あるいは山陰地方の会社は含まれておるでしょうか。

○山本(重)政府委員 投資先の企業の分布状況は、東京、大阪、名古屋にかなり片寄つて集中をいたしておりますが、それ以外の地域につきましても、わずかなではあります、投資活動が行なわれております。北海道は二社、それから九州は、福岡、佐賀合わせて三社投資が行なわれております。

○海部委員 それは非常に少ないわけでありまして、たとえは会社といふものも、こちらが当初予定しました以外のところで案外手を出して待つておるところがないとは思ひます。その証拠に、対大阪、対東京四割の資本金で出資をさせた名古屋において、ほとんどは同様の成果をあげておるというところは、当初の予想よりも名古屋近辺にそれといった企業が非常にたくさんあつたということを立証するわけでありまして、けれども、今後、国内にある低開発地域の優良会社

の面でも特別な配慮を払うことにいたしました。それから、特に政府も別途、北海道、東北には、その重要性にかんがみて、北海道東北開発公庫というものなども設置して努力しておるのでありますから、それと並行して、投資育成会社の支店を一つ出すとか、あるいは、支店じゃなくて、北海道の育成会社とか、九州の育成会社とか、そういうものをつくつて、全国的にこれを広げていくというお考えはないのか、あるいは、きょうまでそれを検討されたことはないのか、お答えいただきたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 御指摘のように、北海道、九州等のいわゆる地域格差の是正ということ、私たちが十分に考慮しなければいけないと思ひます。従来は、そういう地区に對しまして、中小企業金融公庫等の窓口が相談相手になりまして、その取り次ぎ等をしてまいつておるのが実情でございします。将来の問題といたしましては、まず、今回発足しております三投資育成会社がりっぱな業績をあげまして、それによつてこうした政府の施策の一環としての投資育成会社というもののあり方、その実績等を見きわめられた上で、さらに北海道、九州等の地区に別のものをつくるか、あるいは、支店、出張所をつくるかということについて、検討をしてみたいと存じます。現段階におきましては、ただいま御質問ありましたように、いままでのところそういうことを具体的に実行しようというところで計画をしたり考へたことはございしません。今後の問題として検討をいたしたいと思ひます。

○海部委員 この政策に従つて投資の決定を受けますと、その中小企業はカンフル注射を受けたやうなもので、いろいろと非常にメリットが多くなるわけでありまして、ただ、この決定を受けるときに選定の基準といふものが、何かそれが非常に厳密であり過ぎるために、いま一歩というところに乗つていくことができない中小企業があるのだというのを聞くのでありますが、選定基準といふものはいかなるものをお考へになつておるのか、

具体的にひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 現在、投資育成会社が新株を引き受けます場合の対象企業の条件でございしますが、まず第一に、将来その株式を証券市場に公開する意向を持っていること。第二に、その事業が成長発展する見込みがあること。第三に、過去二期ないし三期にわたりまして配当率が年一〇%以上の配当をし、また、資本金利益率が年に三五%以上の利益を計上していること、こういうような条件、それから、設備近代化または合理化のための計画を持っていること、それから、株主には増資に応ずる能力が十分でない、したがって、独力で自己資本の調達をすることが困難である、こういうような条件を課しておるのであります。きびし過ぎるというような批判も耳にすることがあるのでございしますが、現段階におきましては、この投資育成会社の役割りは、将来証券市場に公開するその橋渡しをする、こういう一つの特定の任務を持っておりまして関係で、こうした基準を引用いたしておる次第でございします。

来これを受けるお気持ちにはただいまないのかどうか、あるいは、五条件とおっしゃいましたが、五つとも厳密に守らなければならぬのか、あるいは四つないし三つでこれは将来性があるとお考えになったらきよりまでも選定しておられるのか、その辺の感觸をお知らせ願ひたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 先ほど申し上げましたように、投資育成会社の役割りは、中小企業の自己資本の充実ということでありまして、具体的には、その資本の調達を証券市場でできるようにする、したがって、公開市場に上場するということにあるのでございまして、そのためには、今度は上場基準というものをどうしても考慮に入れなければならぬわけがございまして、そうした条件とのかね合ひを考えてみますと、ただいま私が申し上げましたような基準はどれも必要ではないかというふうに現段階では考えておる次第でございします。

○海部委員 昨年の秋株の上場の基準が変わりまして、大体三億圓以上ということになったようでありまして、名古屋の市場の場合は二億圓ということになっております。そうしますと、この計画が、当初出発しましたときと比べて事情がたいへん変わつてきたわけでありまして、勢い、投資に要する資金の量もふえてくるであろうし、上場可能になる時期はこのときだと目標を置いておったのが幾らかずれしてくると思ふのであります。それが、それに対する対策、見直し、いかがでしようか。

○山本(重)政府委員 ただいまお話のように、上場基準が改正になりましたので、当初われわれが予定しておりましたよりはこの投資育成会社が株を保有する期間が長くなる、そのために、投資育成会社としての資金の所要量もふえるという事態が出てまいつておるのであります。その点も勘案いたしまして、今回、中小企業金融公庫からの資金の特別借入れの措置等もつたのでございしますが、資本金の限度が引き上げられましたことによりまして、それに合わせるための措置が何

らかさらに必要であるかどうかにつきましては、今後検討を要する、かように考えております。

○海部委員 投資の決定される際に、いろいろな選定基準五条件に従つて決定されるのでありますから、片寄つたことはいないだろうと私は信ずるのであります。ただ結果論を申し上げますと、決定を受けておる企業が中小企業の中ではきつて上のはうに属するのばかりじゃないか、だからせつかく一千万圓以上の資本金で政令の指定業種に入れたのだからといひましても、なかなか資本金一千万圓程度のところでは投資育成会社の政策に救つてもらうことはできないんだ、あまりにもこれは上に片寄り過ぎていてという批判の声が出てくるやに思ふのであります。これについてそちらの実績はどのようなことになっておるでしょうか。

○山本(重)政府委員 新規投資決定企業の中で、資本金別の分布を申し上げますと、一千万圓以上二千万圓未満のところは十四社、それから二千万圓以上三千万圓未満が二十一社、三千万圓以上四千万圓未満が二十七社、それから四千万圓以上五千万圓未満が十六社、五千万圓以上が二十八社となつております。若干五千万圓以上が多い点は認めますが、かなり分布としてはその範囲においとおおむね適度な分布状況になっておるというふうに申し上げられるかと思ひます。

○海部委員 中小企業近代化資金助成法についてお尋ねいたします。

高度化資金の貸し付けの実績をいろいろと調べてみますと、差し引き残高がかなりあるということとであります。この実態はどのようになつておりますか。差し引き残高がかなりあるとすれば、その原因はどこにあるとお考えですか。

○山本(重)政府委員 高度化資金の予算の使用状況は、率直に申し上げます。三十八年度は予算額二十億三億に對しまして三億三千万圓の不用、それから三十九年度は四十三億の予算に對しまして二十億の不用、それから四十年年度は六十七億の予算に對

しまして、これは予定でございしますが、二十二億程度の不用が立つ見込みでございします。たいへんに申しわけない状況でございしますが、一つには、何と申しましても予想以上の深刻な不況のために中小企業の設備投資意欲が減退いたしましたことと、それからもう一つ、実は私たち反省をいたしておるのでございしますが、当初の予算を立てましたときの計画が必ずしも実情に十分に合っていないかつたという点を認めざるを得ないのでありまして、その点は十分に反省をいたしまして、今後そういうことのないようにいたしたいと考えておる次第でございします。

○海部委員 高度化資金についてもあるいは設備近代化資金についてもそうでありましてけれども、これはちよつと別の角度からの議論になるかもしれませんが、無利子での融資という問題について町でいろいろと声を聞いておりますと、無利子で貸していただくのもいいけれども、どうしても限度がある、そんなに安いなら無利子をつけて、無利子の金融というものをなしにして、そうしてその分だけ窓口を広げて多くの人に貸せるようにしてもらつたほうがいいのじゃないか、さらに金利によつて、貸し付け規模も金利の分だけふえていくわけでありまして、金利の低い人々が救われるようになる、特に設備近代化資金の二分の一、無利子五年間という制度は、利子つきに変えたらどうかという意見を述べる人が多々あるものでありますけれども、こういう声を聞かれたことがあるかどうか、またこれに對してどういう見解を持っておられるか、お聞かせ願ひたい。

○山本(重)政府委員 ただいま設備近代化資金は無利子で国と県とが合せて所要額の半分を貸しておるのであります。対象が小規模の企業に重点を置いておりますので、できるだけ金利負担の軽減をしたいということからこういう制度ができ、またそういう考え方で運用をいたしてまいつておる次第でございします。そうした無利子の資金となりまして、どうしても財政のワクに縛られましてなかなか拡大できないという点もございします。

ので、ただいまお説のように、一部からは、低利であればある程度利息を払ってもとつと量的にふやしたほうがいいという意見も実は私自身も聞いたことがございます。ところが、実は率直に申し上げまして、こういう制度をかりに若干でも利子を払うというふうに切りかえるとなりますと、ついついずるずると何となく利子もある程度高いものを取るというふうになつていく心配もございまして、なかなか軽々にはその点は踏み切れないでおるような実情でございまして。しかしいづれにいたしましても、設備近代化資金、高度化資金含めまして現在の制度を量的にも質的にもとつと増充しなければいけない状態にございまして、はたしてどういう方法がよりよく中小企業に要請にこたえ得るかということにつきましては、今後検討をいたしてまいりたいと思つております。ただいま現在のところでは、直ちにこの制度を有利子の制度に切りかえるということは考えておりません。

○海部委員 本法の改正の要点の第一に、小売り商業連鎖化資金の貸し付け事業の助成というのがあります。いわゆるポランタリーチェーンというのは新聞などに相当はでに取り上げられてまして、消費者物価の値上げを抑えるための一つの画期的な政策であるといわれておりますが、最初の企業庁長官のお答の数字の中にもありますように、全体で三百八十八万事業所がある中小企業の中で商業に従事するもの約半数というのですから、その中で特にまた小売り商と限定してしまつても、百五十万くらいは小売り商が現在日本にあるのではなからうか、私はこう思ふのです。百五十万からある小売り商を連鎖化することとはとても不可能でありまして、このポランタリーチェーンは、一体どのくらいの間にどの程度のもの連鎖化すればどのような効果があるというふうな目標をお立てになつておるのか、その辺を承りたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 新年度の予算におきましては、このポランタリーチェーンの制度をある程度

モデルケースをつくるというふうな考え方であります。まして、予算の算定の基礎として二十五件程度とありあらず考えております。これはほんのサンプルの程度でございまして。ここで一つの模範をつくりまして、それによりまして政府が育成するものを今後ふやしてまいりたいし、またいいものができればおそらく自発的にもどんどんうした制度を取り入れていくような機運が出てまいるのではないかと、いろいろ考えております。商業の現在の制度がいろいろ改善を要する点があることは御指摘のとおりでございまして、いままでもどちらかといひますと、中小企業対策として、商業対策が足りない、貧困であるという御指摘を受けまして、今回いろいろ新しい試みをいたすわけでございまして、現段階においては、その先の先まで見通して、じゃどこまでという見当は実はついていないのであります。ほかの先進国の例等から見ますと、全部の小売り商のうち二割とか三割といふものはポランタリーチェーンの形で組織を持つておる。特に零細企業がこういう形で合理化を進めておるというふうにも聞いておりますので、私たちとしては、必ずしも何割をこれによつて組織化するというような目標は立てておりませんけれども、今後うまくこれを推進することによりまして、相当程度の合理化を進めたいというふうな考えております。

○海部委員 外国の例でいくと、二割から三割組織化すれば、それで非常にうまくいっているようであるといふことでございまして、何か新聞紙上の報道ですから、あるいは私の読み誤りかもしれないけれども、向こう十年間に大体十三万軒くらいはよく見積もつても一割じやないか。十年間に一割といふことになりまして、これはややもするに絵にかいたもちのような結果に終わるかもしれないので、その点、今後計画を実施されるに十分をうけたことのないように間口が広がるようにお考えを願ひたいのであります。特に私

タリーチェーンをいふ非常に熱心に推進しておる人々といふのは、問屋さんであります。問屋主宰のポランタリーチェーンといふものは問屋さんが非常に熱心に推進した場合に、それは問屋を中心とした系列化になるんじゃないか。極端な悪いことを言つと、小売り商といふものがその問屋のもとに隷屬させられてしまふんじゃないかといふような疑念を私も持つわけでありまして、そういうことには絶対ないならば絶対ないといふ一つの見解をお示しいただきたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 今度の小売り商の連鎖化の制度は、一方におきましては、流通機構の合理化、改善といふこと、他方におきましては、やはり中小小売り商業の組織化、それによる地位の向上といふことがねらいでございまして。特に中小企業庁として、後者のほうに非常な重点を置いて考えております。したがつて小売り商業者だけが組織化してうまくいけば、われわれとしては最も理想的であります。もち屋はもち屋でありまして、卸の従来の経験あるいは知識といふものも活用する必要があるという面が御入つてくることも認めておる次第でございまして。しかし、その場合も、あくまでもこれは小売り商が主体の制度である、問屋の従属下に置くような傾向のものにつきましては、政府としては何ら援助する考えはないわけでございまして、その点ははっきり方針を立てまして推進するつもりでおります。

○海部委員 この政策については、全国の小売り商業者が非常に期待を持って見詰めておるわけでありまして、どうかいま御答弁のあったような精神を十分生かしていただきまして、今後とも強力に推進していただきたい、私はこう希望しておきます。

次に、中小企業共同工場貸与事業というのが大きな柱の二つ目になっておりますが、この共同工場貸与事業といふもののねらつておるところは何かあるか、お答えを願ひたいと思ひます。

高度化を進めするための施策として、工場団地の制度をつくつてまいつたのであります。実情を見てみますと、工場団地となりますと、やはりある程度の規模の中小企業者になるわけで、ほんとうの小規模企業、零細企業の人たちはなかなかその制度には乗り得ないのが実情でございまして。それで今回特に小規模企業者、零細企業者の近代化をはかりたいという考えから、この共同工場、俗に工場アパートと申しておりますが、この制度を考察いたした次第でございまして。この工場アパートの制度は、まず第一に、小規模企業者がある場所集まる。その場合に、県がアパートをまず建てまして、そうしてそこに希望者を入れるわけでありまして、その最初に建てる場合も、あらかじめ十分検討した企画に基づきまして、協業化、組織化が進むような形の工場アパートをつくり、そこに入る小規模企業者たちは、一人一人は独立した企業者でありますけれども、そこに入ることにによりまして、経済の一つの共同体にはめ込まれたような形になり、それによつてある程度規模の利益も受け得るようになりますし、また、対外的にも信用が向上する、こういうことをねらつておるわけでございまして。また、その際に、中小企業者がまとまつた資金を一時に調達することが困難な場合も予想いたしまして、かなり長期の期間にその対価を支払うことによつて中小企業者が所有権を獲得するようにしよう、こういうことも考えている次第でございまして。この構想につきましては予想以上に各地で大きな反響がありまして、各県でも真剣になつてこの計画を立ててもらつておりますので、私たちも何とかしてこの新しい試みを効果あらしめたいというふうに考えている次第でございまして。

○海部委員 もう一つ新しい制度として中小企業設備貸与事業というのがございまして、この設備貸与事業といふのは、設備近代化資金の貸し付けといふのとあわせて類似の制度のような気がするのでありますけれども、その両方併存していつて、こういうふうに区分けしてできるのか、運

用上の問題についてお考えを述べていただきたい。
○山本(重)政府委員 従来行なっており、また設備近代化資金は、所要資金の半額を国及び県で無利子で貸し付ける制度でございます。ところが、その残りの半額は中小企業者が自分で調達をする必要がございます。そのために、調達力が十分でないかもしれません。なかなかその近代化がでないわけでございます。そこで今度の貸付制度は、県の段階で公益法人をつくりまして、そこが必要な機械を調達をして中小企業者に貸し付けをするという制度でございます。その所要額の四分の一ずつを国と県で出しますが、残りの半額は中小企業金融公庫から特別低利の融資をいたしますので、中小企業者としては、当初は直接自分が調達をすることなしにその機械を手でできることになっております。

それから、現在行なっております近代化資金のほりも、小規模企業者に重点を置いて運営をいたしているものであります。その点は対象がやや重複する観がございますけれども、どちらかと言いますと、所要資金の半分を自己調達ができるような人はなるべく従来の制度を使ってもらう、それもむずかしいというような方に今度の新しい制度を活用していただくようにしよう、その辺のより分けは、現在都道府県単位に診断制度ができておりますので、その診断制度を活用して、最もこの制度が必要とされる人に重点的に適用されるようにいたしたい、かように考えております。

○海部委員 これらの制度はすでに希望者が非常に多いことであることであること、やっただければ相当成果があるのではないかと思ひますが、ただ、残念ながらまだこれは実績があつておりませんので、どうなるかというところは言えませんが、気になります。この制度——設備貸与にしろ共同工場の貸与にしろ、都道府県が実施の主体となつておるといふことであります。都道府県の財政というものは、いま非常に危機に直面しておるとさへ極端に言われ

ておるのでありますが、さらにこういふことも都道府県に実施させることによって財政上の問題は起こらないようにお話し合いがついておるかどうかが、この企画をきめるときにいろいろ事前の話し合いはあつたと思うのですけれども、地方公共団体のほうからこれについて何らか批判的な意見が出なかつたかどうか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○山本(重)政府委員 実はこの制度を考えました際に、各県の意向も十分に広く聴取いたしました。その意見を取り入れてだんだん固めてまいつた次第でございます。その際、県のほうからはやはり地方財政が相当窮乏になつてきておるから、その点の心配を十分にしない、実際問題としてはなかなか運営がむずかしくなるといふ強い要望がございました。それに基づきまして、自治省のほうとも十分に打ち合わせをいたしまして、機械貸与の制度につきましては、地方交付税交付金の制度にのせることに話がついております。また工場アパートのほうにつきましても、自治省のほうで起債のワケを認めようという基本的な了解がついておりましたので、その点はすべて話がついておるといふような御了承をいただいでつけようでございます。

○海部委員 最後の一つ、中小企業構造改善事業についてのお尋ねをいたします。中小企業改善事業といふものを行政上とする事業協同組合等は、いまいろいろ事業計画を作成して主務大臣の承認を受けるということになつておるわけでありまして、主務大臣の承認というのをなぜ受けなければならぬか、受けることによつてどれだけのメリットがあるか、ということならば、主務大臣の承認を受けなくてもその事業計画を作成したら全部それが構造改善事業として認められていたらいひのじやないか、こう思ひわけでありまして、何か重大な不都合でもあるのですか。

○山本(重)政府委員 今回の構造改善準備金制度のねらいは、この規定が適用されますと、税制の面で特別な優遇措置が受けられるわけでございます。ここに非常に大きなメリットがあるわけでございます。そうした特別な税制の恩恵を受けるようにしますためには、構造改善事業がこの法律でねらつておるような目的にびつたり合致しているかどうかというところを、どこかの段階でやはり認定をする必要がございます。その観点から構造改善事業につきまして主務大臣が認定をする、承認をするという制度にいたした次第であります。したがういふようにこれに類似するような計画を組合がつくりましても、主務大臣の承認を受けませんと、税のほうの恩恵が受けられない。その辺があいまいにならないようにこうした制度を考ええたわけでありまして、この運用につきましては、この法律の趣旨にのつたりまして、できるだけ有効適切な方針で承認をいたしてまいりたいと思ひておる次第であります。

○海部委員 これは事業の協同組合化、集団化をはかり、そのために税制上のメリットを与えるというところでありますから、方向としては非常にいいと思ひます。ただこれが昭和四十一年四月から昭和四十三年三月までの二年間に大臣の承認を受けた事業計画に限り認められる、二年間に限定されるわけでありまして、この二年の間にそういつたものはすべて出尽くすというようにお考えになつておるのでしょうか。あるいは二年たつたときに、さらに検討してみても延期することがあるというような考え方ではいらないのかどうか。

○山本(重)政府委員 この制度を考えます際に、とりあえず四十三年度までという期限を切つたのでございまして、そのときまでの運用の実情をよく検討いたしまして、必要があればまた所要の改正、改善を加えて、さらに延長をいたしたい、こういふ心がまえでおる次第でございます。

○海部委員 この事業の最大のメリットは、構造改善準備金に対する非課税措置が講ぜられることにある、こう思ひのでありますけれども、なるほど準備金の積み立てに対しては非課税措置がもし

れませんが、計画を実施する段階になつて積み立て金を取り出す場合、その場合も非課税でよろうか。

○山本(重)政府委員 その準備金を取り出す場合は二つのケースがございます。一つは、共同施設をそれによつて取得するという場合であり、もう一つは、これは課税の対象になりますので、どうしてもこれは課税の対象になるわけでございます。ただその場合も、設備につきましても、一部は特別償却ができるという恩恵を考慮しております。それから組合の自発的な申し合わせで、一部の人が転廃業する、そのための見舞金を出す、こういふ場合には、これは組合の経費として処理できますので、その分は課税の対象にはならない、こういふ取り扱ひでございます。

○海部委員 せっかく構造改善事業と銘打つて、非課税措置が中心になつて行なわれる計画でございますから、今後ひとつ何かこの本質的な、免税ではなくて、課税の繰り延べであるというような印象を与えないように、これから研究課題として、そういつたものもせつかくこの事業計画で主務大臣の承認まで受けてやる事業でありますから、これは完全な免税措置になつて、中小企業の共同化、協業化が進行しますように、私は強く希望を申し上げまして質問を終わりたいと思ひます。

○天野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十三日午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会